

大分県知事部局及び教育庁公用車任意保険契約仕様書

1 件名

大分県知事部局及び教育庁公用車任意保険契約

2 趣旨

大分県が所有する公用車（知事部局及び教育庁）の交通事故に伴う事故対応（損害調査、示談交渉、支払い業務等）及び効果的な事故防止活動の実施のため、自動車損害保険に加入する。

3 保険契約期間

令和8年8月1日午後4時から令和9年8月1日午後4時まで

4 任意保険契約対象車両

大分県（知事部局及び教育庁）が所有する公用車869台
内訳は別表のとおり。

5 保険の基本補償内容

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 対人賠償保険 | 1,000万円（免責なし） |
| (2) 対物賠償保険 | 200万円（免責なし） |
| (3) 人身傷害保険 | 6,000万円 |

【無保険車傷害特約付であること】

6保健所3保健部15台、二豊学園6台、中津児童相談所7台、こども・女性相談支援センター（大分支所含む）19台、障害福祉課1台、県立農業大学校3台及び県立高校のうち11校の17台の車両について付保する。（計68台）

6 保険の特約補償等

- (1) ロードサービス費用特約付きであること。（補償額15万円以上）
- (2) ロードアシスタンスサービス付きであること。

7 保険内容その他の条件

- (1) 保険料の算定にあたっては、前年の保険成績による割引を適用すること。
- (2) 保険料の算定にあたっては、公用車割引及び多数割引を適用すること。
- (3) 対人・対物とも示談交渉サービス付き（約款上明記されているもの）であること。
- (4) 対人臨時費用、自損事故傷害、及び搭乗者傷害保険については、不担保とする。
- (5) 事故報告を受けたときは、事故現場に急行するなどし、運転者等に必要かつ適切な指示を与えるなどの初期対応ができること。
また、週休日・休日・夜間にも事故報告の受付を行い、原則として前述の対応ができること。
- (6) 県下全域に支店・営業所又は代理店が配置され、そこを拠点に迅速に事故対応ができること。

- (7) 保険加入期間中における車両更新に伴う車両の変更及び新規購入による増車については、月毎に異動報告を行うこととし、保険料の追徴、返戻については、保険期間終了後に一括して精算できるものとする。
- (8) 示談交渉にあたっては、公用車を所有する関係所属と十分協議しながら進めること。なお、損害賠償額の決定は、県が専決等により行うものであること。
- (9) 県が実施する交通事故防止のための研修会等に対して、講師派遣や資料提供を行うこと。
- (10) 交通事故が発生した場合は、その原因の分析を行い、十分な情報提供を行うこと。

8 事前準備

保険会社は契約保険期間開始日までに大分県会計管理局用度管財課と打ち合わせ、大分県の公用車の事故処理の手順等必要な情報を取得し、業務の遂行に携わる保険会社の従業員に必要な教育を行い、保険開始日から円滑に事故処理等の対応ができるようにしておくこと。

9 秘密の保持

本契約に関して大分県が開示した情報等及び契約履行過程で生じた情報を本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示又は漏洩してはならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、大分県会計管理局用度管財課と協議して決定するものとする。